

甲南学園役員及び評議員等の報酬等に関する規程

令和2年3月27日

理事会制定

改正 令和7年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第48条及び学校法人甲南学園寄附行為第62条第1項及び甲南学園理事選任会議運営規程第10条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び理事選任会議構成員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「常勤の理事」とは、理事長、副理事長及び理事のうち、甲南学園において勤務することが常態である者並びに専務理事及び常務理事をいう。ただし、次号に定義する教職員の理事は含まない。
- (2) 「教職員の理事」とは、甲南学園の教職員（学長、校長を含む。）である理事をいう。
- (3) 「非常勤の理事」とは、常勤の理事及び教職員の理事を除いた理事をいう。
- (4) 「学外の評議員」とは、常勤の理事である者及び甲南学園の教職員（学長、校長を含む）である者を除いた評議員をいう。
- (5) 「外部の理事選任会議構成員」とは、甲南学園理事選任会議運営規程第3条第1項第2号及び第4号の構成員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事、監事、評議員及び外部の理事選任会議構成員に対し、報酬等として、次のものを支給する。

- (1) 常勤の理事には、月例報酬、賞与、通勤手当及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の理事には、日額報酬を支給する。
- (3) 常任理事には、常任理事報酬を支給する。ただし、常勤の理事、学長又は校長である理事及び大学又は高等学校・中学校の役職（職務手当の支給対象となる役職をいう。）にある理事を除く。
- (4) 非常勤の理事及び教職員の理事のうち、理事長が委任する特定任務を担当する者には、特定任務報酬を支給することができる。ただし、常任理事である者はこの限りではない。
- (5) 常勤の監事には、監事報酬及び通勤手当を支給する。
- (6) 非常勤の監事には、監事報酬及び日額報酬（監査計画会及び監査報告会への出席に限る。）を支給する。
- (7) 学外の評議員には、日額報酬を支給する。
- (8) 外部の理事選任会議構成員には、日額報酬を支給する。

2 非常勤の理事、学外の評議員、非常勤の監事及び外部の理事選任会議構成員には、交通費及び宿泊料を支給する。

(月例報酬)

第4条 月例報酬の額は、別表第1「常勤の理事の月例報酬表」のとおりとし、各理事の号俸は、次に掲げる範囲内で理事長が決定する。

理事長 5号俸から8号俸まで

副理事長 3号俸から6号俸まで

専務理事 2号俸から5号俸まで

常務理事 1号俸から4号俸まで

理事 1号俸から3号俸まで

別表第1「常勤の理事の月例報酬表」 令和2年4月1日

号俸	月例報酬額
1	800,800円
2	862,400円
3	927,300円
4	1,014,200円
5	1,093,400円
6	1,172,600円
7	1,256,200円
8	1,332,100円

2 常勤の理事が負傷、疾病その他の事情により任務にあたることができなかった場合、月例報酬額の2割を支給する。

(賞与)

第5条 賞与は、6月1日及び12月1日を基準日とし、各基準日に在任する者に対して、基準日の属する月の10日に支給する。ただし、基準日に任用した者はこの限りではない。

2 賞与の計算期間は次のとおりとする。

6月期 12月2日から翌年6月1日まで

12月期 6月2日から12月1日まで

3 賞与の額は、月例報酬額に別表第2「賞与支給基準表」に定める支給期別割合及び在任期間による割合を乗じて算出する。

別表第2「賞与支給基準表」 令和2年4月1日

支給期別割合		在任期間による割合	
6月期	12月期	6箇月	100/100
2.8	3.0	5箇月以上6箇月未満	85/100
		4箇月以上5箇月未満	70/100
		3箇月以上4箇月未満	50/100
		2箇月以上3箇月未満	35/100
		1箇月以上2箇月未満	20/100
		1箇月未満	10/100

〔備考〕専任教職員を退職後、日を置かずに常勤の理事に就任した場合で、その者に対してはじめて支給する賞与を算出するときは、その者の在任期間には、専任教職員として在職した期間を含める。

4 常勤の理事が負傷、疾病その他の事情により任務にあたることができなかつた期間がある場合、その者の在任期間は、任務にあたるできなかつた期間を2分の1として算定する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当の額は、甲南学園通勤手当支給細則を準用して決定する。

(監事報酬)

第7条 常勤の監事に支給する監事報酬の額は、別表第3「監事報酬額表」に定める金額を上限として、理事長が常任理事会に諮って決定する。非常勤の監事に支給する監事報酬の額は、別表第3「監事報酬額表」に定める金額のとおりとする。

別表第3「監事報酬額表」 令和7年4月1日

	月額
監事報酬額の上限	600,000円
監事報酬額 (非常勤の監事)	30,000円

(日額報酬)

第8条 日額報酬の額は、別表第4「日額報酬表」のとおりとし、会議出席の都度支給する。

別表第4「日額報酬表」 令和7年4月1日

	日額
理事会への出席	30,000円
評議員会への出席	15,000円
監査計画会への出席	31,000円
監査報告会への出席	52,000円
理事選任会議への出席	15,000円

(常任理事報酬)

第9条 常任理事報酬の額は、別表第5「常任理事報酬表」のとおりとし、その半額ずつを6月と12月に分けて支給する。ただし、支給対象となる在任期間が、1回の支給期（12月から5月まで又は6月から11月までをいう。）において6箇月未満の場合は、月割りで支給する。

別表第5「常任理事報酬表」 令和2年4月1日

	年額
常任理事報酬	600,000円

2 常任理事が理事長の委任する特定任務を担当する場合、前項の常任理事報酬に加給することができる。この場合の加給額は、別表第6「常任理事加給額表」に定める金額を1年あたりの加給総額の上限として、特定任務を委任する都度、理事長が常任理事会に諮って決定する。ただし、支給対象となる担当期間については、前項に定める支給割合に準ずる。

別表第6「常任理事加給額表」 令和2年4月1日

	加給総額／年
加給額の上限	900,000円

(退職慰労金)

第10条 退職慰労金は、常勤の理事としての在任期間が満1年以上の者が常勤の理事を退任したときに支給する。

2 退職慰労金の支給額は、退任時の月例報酬額に、常勤の理事としての在任年数（1年未満の端数は、6箇月以上を1年とし、6箇月未満は切り捨てる）及び別表第7「退職慰労金係数表」に定める係数を乗じて算出し、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。なお、適用する係数は、別表第7に掲げる範囲内で、理事長が常任理事会に諮って決定する。

- 3 第1項にかかわらず、退任の事由によっては、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。この場合、理事長は、減額又は不支給とすること及び減額後の支給額を常任理事会に諮って決定する。

別表第7「退職慰労金係数表」 令和2年4月1日

役職	係数
理事長	2.0～2.5
副理事長	1.5～2.0
専務理事・常務理事・理事	1.0～1.5

(交通費・宿泊料)

第11条 交通費及び宿泊料の額は、甲南学園旅費規程第13条第1項第2号を準用して算出し、別表第4に掲げる会議に出席した都度支給する。なお、同規程別表第2の取扱いは、その他の者の支給条件に準ずる。また、行程が往復150キロメートル未満のときは、交通費及び宿泊料を支給しない。

- 2 非常勤の理事、学外の評議員及び非常勤の監事に対し、前項に定める会議出席の事由以外に交通費及び宿泊料を支給することができる。この場合の支給額は、前項に準じて算出する。

(特定任務報酬)

第12条 特定任務報酬の額は、別表第8「特定任務報酬額表」に定める金額を1年あたりの支給総額の上限として、特定任務を委任する都度、理事長が常任理事会に諮って決定する。

別表第8「特定任務報酬額表」 令和2年4月1日

	支給総額／年
特定任務報酬の上限	1,200,000円

(出張旅費)

第13条 理事及び監事が出張する場合、旅費を支給する。旅費の算出にあたっては、甲南学園旅費規程を準用する。なお、同規程別表第2及び別表第4の取扱いは、学長及び校長の支給条件に準ずる。

(例外)

第14条 甲南学園の財政の状況その他の事情により報酬等及び出張旅費を支給することが相当でない場合、報酬等及び出張旅費を減額し、又は支給しないことができる。

- 2 理事長は、前項に該当すると判断するときは、減額又は不支給とすること及び減額後の支給額を常任理事会に諮って決定する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日以前に退任した常勤の理事の退職慰労金については、「甲南学園常勤役員の就業、報酬等の取扱内規（令和2年3月27日改正前）」を適用して算出する。
- 2 この規程の施行に伴い、「甲南学園常任理事報酬規程」（平成6年1月28日理事会制定）を廃止する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。